

## 東京大学運営方針委員の任期に関する規則

令和6年10月3日  
役員会議決  
東大規則第44号  
[沿革](#)

### (趣旨)

第1条 この規則は、東京大学運営方針会議規則（令和6年9月26日東大規則第37号）（以下「運営方針会議規則」という。）第3条の規定に基づき、国立大学法人東京大学の運営方針委員（以下「委員」という。）の任期に関し必要な事項を定める。

### (任期)

第2条 委員の任期は2年とし、総長による再任を妨げない。ただし、通算して8年を超えて在任することはできず、再任の回数は、3回を上限とする。

第3条 前条の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (再任の特例)

第4条 運営方針会議規則第2条第1項第2号及び第3号の委員は、第2条ただし書きに規定する再任について、制限を設けない。

2 総長は、運営方針会議規則第2条第1項第5号に規定する委員の再任にあたっては、事前に教育研究評議会の意向を確認し、その意向を十分に尊重しなければならない。

### (規則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、東京大学総長選考・監察会議の審議を経て、これを行う。

## 附 則

1 この規則は、令和6年10月3日から施行する。

2 第2条前段の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される運営方針会議規則第2条第1項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

3 第2条前段の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に任命される運営方針会議規則第2条第1項第5号及び第6号に規定する委員のうち、総長が任命の際に指定するおおよそ半数の者の任期は、令和9年3月31日までとし、他の者の任期は、令和10年3月31日までとする。

沿革

東京大学運営方針委員の任期に関する規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆令和06年10月03日 役員会議決